

小さいのちに寄り添う

動物も人も安心して暮らすための取り組みや小さいのちに寄り添う活動を紹介します。
私たちのそばで生きる犬や猫たちのこと、一緒に考えてみませんか？

問 市動物愛護センター（廻栖野） ☎588-2200

＼猫も人も暮らしやすく／

地域猫活動をご存じですか

野良猫が増えると、ふん尿や鳴き声などで地域住民に被害が生じてしまいます。しかし、その多くは人間の無責任なえさやりや遺棄が原因で、猫に罪はありません。

市では、猫を排除するのではなく、共に生きるために「地域猫活動」を進めています。



詳しくは▶

活動内容は？どんな効果があるの？

- 野良猫に不妊・去勢手術をして増えないようにする
- えさを与えて、ごみをあさらないようにする
- 猫のふん尿やごみを片付け、周辺環境の美化に取り組む など

地域住民が野良猫による被害を受けずに暮らせるようにすることと、寿命などにより頭数を自然に減らすことで**殺処分を減らすための取り組み**です。市登録の活動グループ主体で取り組んでいます。

市や県が補助しており、ルールのもと活動しています。猫たちも、活動も、どうかやさしく見守ってください。

「かわいそうだから…」と野良猫にえさだけ与えるのはNG!

えさに害虫や害鳥が寄って来て、周辺環境の悪化につながります。また、**猫は爆発的に繁殖します**。1年間に数十頭の子猫が生まれる計算です。

さらに、無責任にえさを与える人の行動によって、ルールを守って地域猫活動をしている人が、誤解や苦情を食べてしまうこともあります。

野良猫を見かけたらどうしたらいいの？

子猫は見つけても触らないで！

育児放棄につながることも。子育て中の猫は、安全な場所を求めて何度も引っ越す習性があります。

いなくなってしまう場合は

猫よけ器の貸し出しを行っていますので、お問い合わせください。

インタビュー



地域猫ボランティア
伊藤 啓子さん

地域猫活動を続けて10年、地域での頭数はだいぶ減りました。その分、ふん尿などのトラブルも減るので、地域住民からも活動に理解を得られてありがたいです。猫はとてもかわいしいし、癒しになります。野良猫は警戒心が強いけど、地域猫は人懐っこい子が多いから地域の人にもかわいがってもらえてうれしいですね。すべての猫を救うことは難しいし、理解を得られないこともあります。活動を続けて多くの人に知ってもらって、猫も人も過ごしやすい環境につながればと思っています。

まだ小さくて手術ができない子猫は、里親を探すことも。人懐っこい子も多いので、ぜひ保護猫や保護犬を家族に迎えることも検討してほしいです。



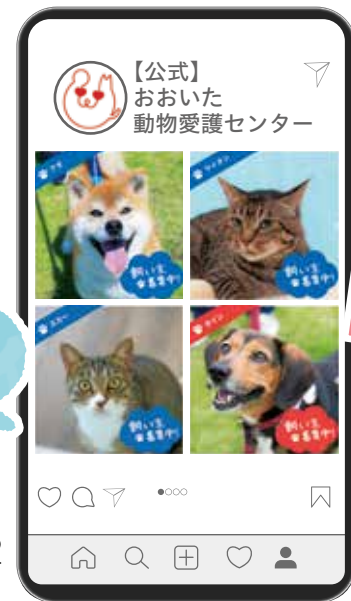
手術と手術に向けて、
まずはえさを食べて
くれるか確認します。

おおいた動物愛護センターでは、犬・猫の譲渡を行っています

センターには、家族を待っている犬・猫がたくさんいます。スタッフやボランティアさんに毎日お世話されて、人が大好きで甘えんぼな子も♪施設見学コース（1日4回実施 ※月曜日休館）で様子を見られるので、「犬・猫を飼いたいな」と考えている人は、ぜひお問い合わせください！※譲渡には、事前審査や譲渡条件（60歳までの年齢制限など）があります。

家族に
迎えてくれる人を
待ってるにゃ！

画像は▶
11月5日時点の
情報です



センターインスタグラムで
飼い主募集中の犬・猫を紹介中！
運命の出会いがあるかも…♡



守れていますか？飼い主さんのマナー



犬の飼い主さんへ

放し飼いやふん尿の放置はやめましょう

「県動物の愛護及び管理に関する条例」や「市ポイ捨て等の防止に関する条例」に違反する行為です。

狂犬病予防注射を受けさせましょう

飼い犬と人を守るために、毎年1回、必ず接種させましょう。

みどりのドッグランをご利用ください

おおいた動物愛護センターには、犬がリードを外してのびのびと過ごせるドッグランがあります。大型犬、中・小型犬、貸切ゾーンで分かれていますので、安心して利用できます（利用には犬鑑札と予防注射済票が必要です）。

散歩のときはリードにつなぎ、外れたりちぎれたりしないように毎回点検しましょう。



ふんは袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして捨てましょう。
※土に埋める ※側溝に落とす

水入りペットボトルを持ち歩き、排尿した場所は水で洗い流しましょう。



広々
走れるワン！



猫の飼い主さんへ

飼い猫は「完全室内飼育」で安全&快適♪

外に出すと、交通事故や病気、ふん尿によるご近所トラブルなどの危険があります。

快適なお家で
幸せにゃ〜♪



- 1 トイレを整える
- 2 爪とぎをしてもよい場所を用意する
- 3 高低差を作る
- 4 隠れ場所を作る
- 5 遊びを提供する

動物の虐待はやめましょう

動物の虐待は1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科されます



積極的（意図的）虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 心理的抑圧、恐怖を与える など

ネグレクト

- 世話をしないで放置する
- 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる など

虐待が疑われる場合は

- 市動物愛護センターに相談する
- 地域で情報共有する（自治会で話し合うなど）
- 警察に通報する